

件名	5 陳情第16号 第8期介護保険事業最終年度末における介護保険給付準備金保有額の第9期介護保険事業計画への繰入について陳情書
<p><b>【事項】</b></p> <p>1. 第8期事業計画の最終年度末である令和6年3月末時点における当該準備金保有額については第1号被保険者保険料過払い分の積み立てであるため、最低限必要と認める額を除く全額を、第9期事業計画の歳入として繰り入れ、介護保険料の負担を減らすよう陳情いたします。</p> <p><b>【趣旨】</b></p> <p>介護保険の保険料は、3か年度を1期とする介護保険事業計画期間における介護保険給付費等の見込み額に見合う額を設定する中期財政運営方式を採り、同一期間内は同一保険料としています。介護保険給付費等は年度を経るに従い増加する傾向があるため、初年度に想定される剰余金を積立金として保有し、給付費等の見込み額が上回る年度には当該積立金を取り崩し歳入に繰り入れるよう、保険者は介護給付費準備基金を設けています。</p> <p>厚生労働省は、事業計画最終年度において基金残額がある場合は、基本的には次期事業計画の保険料を見込むさいに、保険者が最低限必要と認める額を除いて取り崩し、次期事業計画の歳入に繰り入れることを基本的な考え方として示しています。そして、厚労省は当該考え方の理由について、各事業計画期間内に必要な保険料は各期間における保険料で賄うことを原則とすること、保険料が不足する場合には都道府県に設置する財政安定化基金が活用できること等を掲げています。</p>	

※原文のまま掲載しています。